

地方分権改革にかかる最近の状況（概要）

地方税財政制度の改革	義務付け・枠付けの見直し	出先機関改革	道路・河川の権限移譲	直轄事業負担金制度の見直し
<p>「地方財政の展望と地方消費税特別委員会」を設置（H20.1月）</p> <p>「中間取りまとめ報告書」を作成（H20.7月）</p> <p>安定財源としての地方消費税充実の必要性を訴え</p> <p>「地方税源の確保・充実等に関する提言」（地方税制小委）（H20.7月）</p> <p>「地方交付税の復元・充実等に関する提言」（地方交付税問題小委）（H20.7月）</p> <p>「地方財政の展望を踏まえた地方消費税の充実に関する提言」（H20.7月）</p> <p>「平成21年度税制改正等に関する要望」を実施。（H20.9月、11月）</p> <p>地方交付税問題小委員会を開催（H20.11月）</p> <p>「地方交付税の復元充実等に関する提言」について要請活動。</p> <p>「地方財政の展望と地方が担う役割を踏まえた地方消費税の充実について」の要請（H20.12月）</p> <p>地方消費税の充実を含む「税制抜本改革の全体像」が示されるよう国に強く求める。</p> <p>地方分権改革推進委員会において、税財政学者、総務・財務両省等へのヒアリングを実施（H21.1～3月）</p> <p>しかし、具体的な検討は未着手。</p>	<p>地方分権改革推進委員会の第2次勧告（H20.12月）において、見直すべき4,076条項を提示。</p> <p>第3次勧告に向け、重点事項を中心に調査審議を進め、具体的に講ずべき措置について結論を得ることとした。</p> <div data-bbox="750 709 1219 915" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>重点事項</p> <p>(a)施設・公物設置管理の基準</p> <p>(b)協議、同意、許可・認可・承認</p> <p>(c)計画等の策定及びその手続</p> </div> <p>地方分権改革推進委員会では、4省から11事項（38条項）についてヒアリング。各省とも義務付け・枠付けの見直しに総じて消極的な回答。</p> <p>地方分権改革推進委員会内に、義務付け・枠付けの見直しに係るワーキンググループを設置。関係府省のヒアリングを実施中。</p> <div data-bbox="706 1402 1219 1566" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>特に重点事項を中心に、委員会での整理がある程度進んでいると思われるが、現時点ではその詳細は不明。</p> </div>	<p>地方分権改革推進委員会の第2次勧告（H20.12月）において、国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大について勧告。</p> <p>国の出先機関改革を実現するための工程を明らかにした計画をH20年度内に策定すべきこと、人員の移管等の仕組みづくりを検討すること等を勧告。</p> <p>「出先機関改革に係る工程表」を地方分権改革推進本部決定。（H21.3月）</p> <p>地方への事務・権限の移譲内容、組織改革の具体的な方向性、職員削減の数値目標等は、今後の検討に委ねられた。</p> <p>地方分権改革推進本部に「人材調整準備本部」を設置。近く第1回会議が開催される予定。</p> <div data-bbox="1261 1402 1745 1566" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>人材調整準備本部による人員移管等の実質的な検討がはじまる。</p> </div>	<p>地方分権改革推進委員会の第1次勧告（H20.5月）において、直轄国道、河川の都道府県への移管検討を勧告。</p> <p>地方分権改革推進要綱（第1次）を閣議決定。（H20.6月）</p> <p>全国知事会として、道路・河川の権限移譲に係る緊急アピール</p> <p>全国知事会として、地方分権推進本部長（総理）等に道路・河川の権限移譲に伴う財源等について申し入れ。</p> <p>地方分権改革推進委員会が道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見を地方分権改革推進本部長（総理）に提出。</p> <p>道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について、「3省合意」（H20.9月、国土交通省・総務省・財務省）を提示。</p> <p>国と地方の財政中立の考え方に立ち、時限的な措置として、直轄事業の国負担率並みの交付金等の国による財政措置を検討する旨を明示。</p> <p>国土交通省と各都道府県等との個別協議が開始。現在に至る。</p> <p>3省合意に反する事案を受け、全国知事会から国土交通省あて質問書。（4/9）</p>	<p>直轄事業負担金問題PTを設置、第1回会議を開催。（3/16）</p> <p>国土交通大臣、農林水産大臣、総務大臣とPTメンバー知事による意見交換会を開催。（4/8）</p> <p>情報公開の徹底、意見交換の継続などについて確約を得る。</p> <p>地方分権改革推進委員会が、「国直轄事業負担金に関する意見」を総務大臣に提出。（4/24）</p> <p>直轄事業の縮減、透明性の確保・充実、負担金のあり方の見直しについて意見。その中で、「維持管理費負担金の廃止」を打ち出し。</p> <p>地方分権改革推進委員会の意見提出を受け、全国知事会長コメントを発表。（4/24）</p> <div data-bbox="2318 1402 2748 1608" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>地方分権改革推進委員会の意見を評価。また、整備費にかかる負担金についても最終的には廃止すべきとのスタンス。</p> </div>
<p>【第1次勧告のフォローアップ】</p> <div data-bbox="635 1780 2703 1875" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>第1次勧告を受けた各府省の具体的な取組みが大幅に遅れ。（「平成20年度中に結論を得る」等とされた項目について、別添整理表を参照。）</p> <p>まずは、PTごとに第1次勧告のフォローアップ作業（政府の取組状況に対する分析・評価等）を進める必要。</p> </div>				

注釈）：全国知事会の動き、：地方分権改革推進委員会の動き、：国の動き